

IV 生活保護事業の事務の執行について

第1 監査の概要

1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

2 監査の対象と選定した理由

(1) 監査の対象

監査の対象としたのは「生活保護事業の事務の執行について」である。

(2) 選定した理由

わが国では、人口の高齢化と世帯規模の縮小、女性雇用機会の拡大、扶養意識の変化等による家庭での介護能力の低下により、高齢者を取り巻く状況はその複雑さを増してきている。総人口における65歳以上の高齢者人口の占める割合（高齢者率）は、昭和25年には4.9%であったものが、平成16年には19.5%を占め、今後も大幅な増加が続き、平成27年には26.0%に達するものと推定されている。

少子高齢化の急速な進行、長期にわたる景気の低迷と厳しい雇用状況、核家族世帯・高齢者世帯の増加など家族構成の変化、女性や高齢者の積極的な社会参加など、市民の健康を取り巻く社会環境は大きく変化してきている。

このように変化しつつある社会的環境の中にあって「生活保護等の制度」は、川崎市が実施している行政の中でも重要な位置を占めている。平成18年度における健康福祉局歳出予算額1,311億円（一般会計）のうち生活保護費予算額は436億円と33.2%を占めている。

生活保護制度は生活困窮に陥った国民の「最後のよりどころ」として重要な役割を担っている。生活保護の給付は、①生活扶助、②住宅扶助、③教育扶助、④介護扶助、⑤医療扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助の8種類となっている。

平成18年度は都市部での標準3人世帯における基準額は、月額16万2,170円となっている。

川崎市の被保護人員は、平成4年度の8,922人を底として、その後は上昇に転じ、平成17年12月には23,833人となり、保護率（人口千人に対する被保護者数の割合）も

平成4年度の0.75%を最低値として、平成17年12月には1.79%に上昇している。

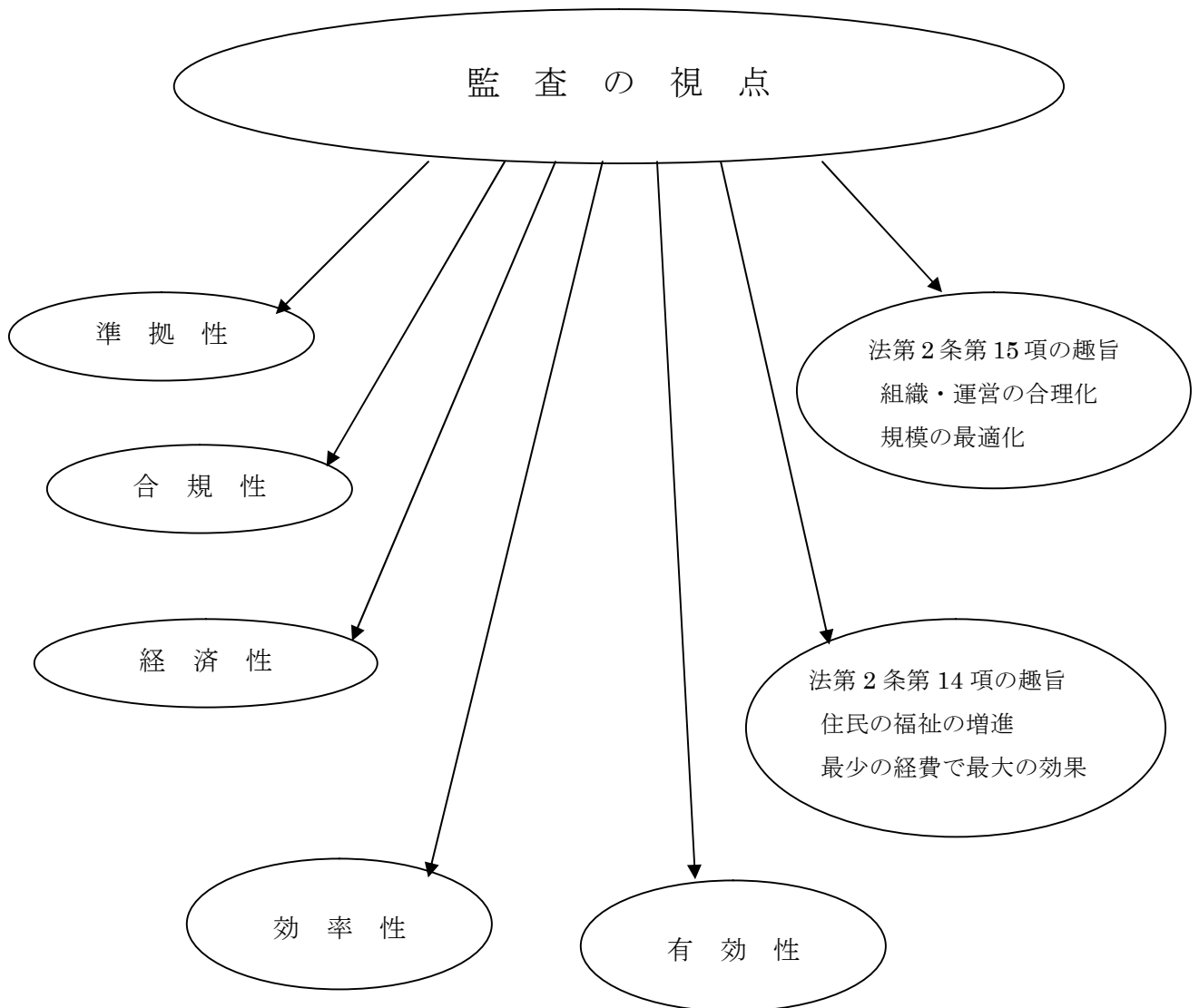
生活困難に陥る原因は、①少子高齢化に伴う高齢世帯の増加、②失業による収入の減少、③離婚の増加に伴う母子世帯の増加、そして④これらの要因の複合など、複雑化している。

川崎市としては、生活困難な者の増加に対応していくため「生活保護適正実施検討委員会」において生活保護の適用の現状を評価し、さらなる制度の適正実施を図っていくことにしている。また、面接相談機能を充実し、稼働能力のある者に対しては、自立生活支援相談による就労指導を行うことで、被保護世帯の自立助長を図っている。

以上に記載したように川崎市健康福祉局が実施している「生活保護等の制度」は、重要な行政政策であると考えた。そこで「これらの事務・事業が、法第2条第14項および第15項の規定の趣旨を達成するように実施されているかどうかについて監査する必要がある。」と認めたために「健康福祉局が行っている事業のうち主として生活保護事業およびそれに関連した事務の執行について」を、監査テーマすなわち「特定の事件」として選択した。

3 監査の視点

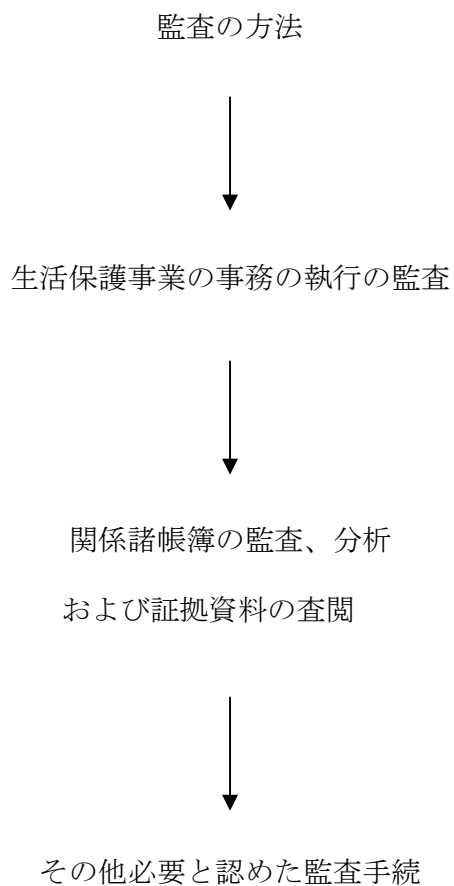
「監査の視点」は、以下のとおりである。



4 監査の方法

この監査に当たっては「生活保護事業の事務の執行が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか」について、法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則り、最少の経費で最大の効果をあげるように実施されているか、また、組織および管理の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続きを実施した。

監査方法の概略は、以下に示したとおりである。



5 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 守屋俊晴

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 秋坂朝則

公認会計士 秋山正仁

公認会計士 石田清絵

公認会計士 岡本進

公認会計士 後藤由紀子

法政大学教授 菊谷正人

米国税理士 成田元男

6 監査期間

監査対象団体について、実地に監査した期間は、平成18年7月4日から平成18年9月18日までの期間である。

7 外部監査人の独立性（利害関係）

川崎市と包括外部監査人および補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

第2 監査対象団体の事業概要

1 川崎市の「生活保護」（健康福祉局関係）の概要について

(1) 生活保護の目的

日本国憲法（昭和21年11月3日 施行日昭和22年5月3日）は、第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めている。それを実現するための具体的な法律として、生活保護法（昭和25年5月4日 法律第144号、以下「法」という）があり、本法により諸施策が推進されている。

法第1条では、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定している。

この定めは、

- ①「最低限度の生活を保障する」とともに、
- ②「自分で生活できるように援助する」ことが目的となっている。

(2) 生活保護の基本原則

法は、具体的には、以下の定めをおいている。

① 国家責任による最低生活保障の原理（法第1条）

生活保護の基本原則としては、生活に困窮する国民の保護を国の責任において行うことを明確にしている。

② 保護請求権無差別平等の原理（法第2条）

すべて国民は、この法律の要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という）を、無差別平等に受けることができる。

③ 健康で文化的な最低生活保障の原理（法第3条）

この法律で保障される最低限度の生活は、健康で文化的なものでなければならぬとされている。

④ 保護の補足性の原理（法第4条）

保護は生活に困窮する者が、利用しうる資産や能力等すべてを活用し、足りないものを保障するものとなっている。

(3) 生活保護実施上の原則

生活保護を具体的に実施する上での原則として、以下の条項を設けている。

① 法第7条（申請保護の原則）

保護は、要保護者等からの申請行為を前提としながらも、急迫の場合は、保護の要請がなくとも、職権による保護の道を設けている。

② 法第8条（基準及び程度の原則）

国の定める一定の基準（要保護者の需要）を基礎として、生活に不足する分を補う程度の保護としている。

③ 法第9条（必要即応の原則）

要保護者の個人別事情を考慮した有効かつ適切な保護としている。

④ 法第10条（世帯単位の原則）

保護は、世帯を単位、つまり、社会通念上の生計の同一性を根拠として行うものとしているが、個人を単位として行うこともできるものとしている。

(4) 生活保護の種類

生活保護の種類とその主な内容は、次の（表）のとおりである。

（表）生活保護の種類とその主な内容

給付の種類	主 な 内 容
生活扶助	食費、衣料、光熱水費等の基本生活費、被服費、家具什器費、移送費、入学準備金
住宅扶助	家賃や地代、敷金や権利金等
教育扶助	中学卒業までの学用品、通学費、給食費等
介護扶助	介護費（居宅介護・福祉用具・住宅改修・施設介護）、移送費
医療扶助	医療費（診療・薬剤・入院費）、治療材料費、施術料、移送費等
出産扶助	出産の費用（児童福祉法の助産扶助を利用するためほとんど利用なし）、衛生材料費
生業扶助	生業費、生業に必要な技能修得費、高校就学の費用 就職支度費用
葬祭扶助	火葬または埋葬、納骨その他葬祭に必要な費用

(5) 級地区分と保護基準

生活保護基準は、全国を6区分（1-1・2、2-1・2、3-1・2）に分けて具体的に定められており、川崎市は1級地の1となっている。

現在は、民間最終消費支出の伸び率を基礎に、一般国民の消費水準との調整を行い、改定率を定める水準均衡方式により決められており、昭和59年度以降の保護水準は、

一般勤労者世帯の70%弱の格差を保っているとされている。

川崎市の保護基準については「平成18年4月1日からの生活保護基準額表」を作成している。そこでは、具体的事例も含めて、最低限度の生活費や収入認定方法を記載している。

(6) 保護動向について

全国的な保護の動向は、昭和26年の制度発足直後の生活保護受給状況は、669,662世帯、2,046,646人、保護率2.42%であったが、神武景気、岩戸景気、オリンピック景気、イザナギ景気等を経て、昭和45年には658,277世帯、1,344,306人、1.30%にまで減少し、第1次および第2次の石油危機を経て、若干、上昇する時期があった。しかし、平成景気を経て平成7年には、601,925世帯、882,229人、0.7%と減少となった。

その後、再び、増加傾向となり、平成18年2月には1,055,326世帯、1,493,760人、1.17%となっている。川崎市においても、平成景気の影響で、平成4年度6,279世帯、8,922人、0.75%まで減少したが、その後、増加を続け、平成18年6月では17,021世帯、23,940人、1.79%となっている。そして、3月後の平成18年9月には17,080世帯、23,986人、1.88%に増加している。

市内福祉事務所では、川崎福祉事務所3,777世帯、4,407人、4.96%、幸福社事務所2,670世帯、3,930人、2.72%の順となっている。

これら市内の増加要因としては、①少子高齢化に伴う高齢者世帯の増加、②失業による収入の減少、③離婚の増加に伴う母子世帯の増加、そして④これらの要因の複合などが考えられる。

これらの過去5年間の歳出は、以下の（表）のようになっている。

（表）生活保護歳出すう勢表

（単位：百万円）

給付の種類	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
生活扶助	12,060	13,564	14,763	14,994	15,015
住宅扶助	6,060	6,902	7,731	8,184	8,556
教育扶助	123	140	159	187	200
介護扶助	172	314	399	512	570
医療扶助	15,012	15,907	16,980	17,807	18,088
出産扶助		1			
生業扶助	2	2	4	7	100
葬祭扶助	78	86	91	109	115
小計	33,507	36,916	40,127	41,800	42,645
施設事務費	180	183	186	184	200
合計	33,687	37,099	40,313	41,984	42,845

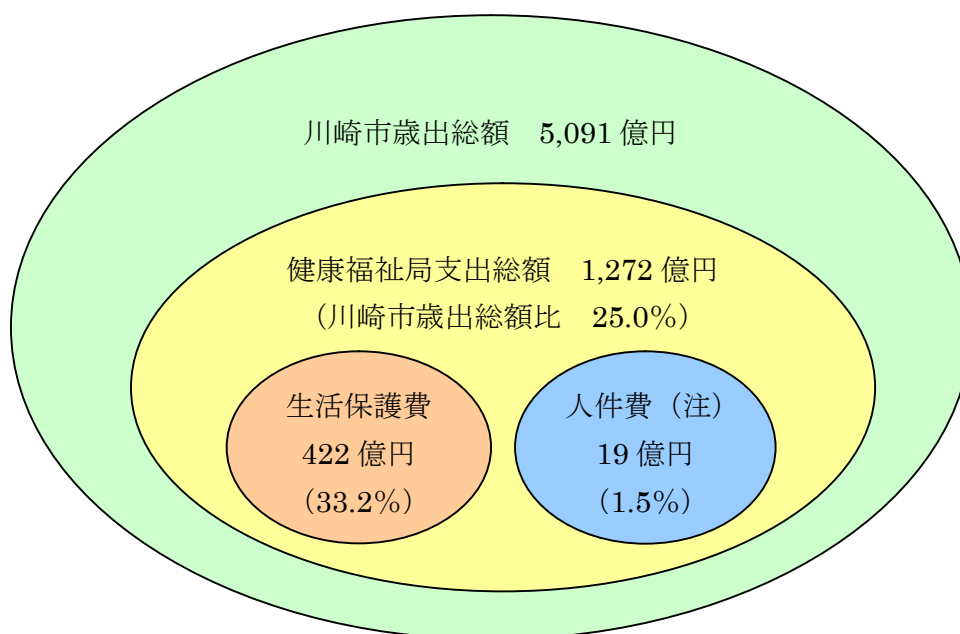
（注）川崎市の生活保護費としては、上記生活保護扶助費の他に、事業実施に伴う事務経費および市単独事業費が含まれる。

2 生活保護事業および同費用の概要について

川崎市の歳出総額は 5,091 億円であり、そのうち健康福祉局支出総額は 1,272 億円であるから、その割合はざっと 25.0%の大きさである。また、生活保護費（直接保護費）は 422 億円で、局総額に占める割合は 33.2%で、これに人件費を含めた関係支出は 441 億円となり、34.7%となる。

平成 16 年度川崎市歳出に占める生活保護関連支出は、次の（図表）ようになっている。

（図表） 生活保護費関係図表



（注）生活保護に係る実際の事務は、各区役所が窓口になって行っているため、これらの事務を担当している職員の人件費およびその関連費用である。したがって、生活保護費関連支出は合計 441 億円となる。川崎市の歳出総額に対する割合は 8.7%に相当する。

第3 監査の結果

<総括的事項に関する指摘と意見>

1 生活保護費返還金個人別徴収簿の有効・適切な記録について

生活保護費の支給後、生活保護法第63条、第78条に該当することが判明し、保護費の返還が行われることになった場合、各区の福祉事務所では「生活保護費返還金個人別徴収簿（以下「徴収簿」という）」を作成し、返還状況を記帳管理している。

徴収簿は、随時に発生した返還者ごとに①返還通知書発送日、②納期限、③住所、④氏名、⑤調定番号、⑥返還理由、⑦調定額、⑧徴収額、⑨納入年月日等の必要事項を記載している。その上で⑩担任、⑪合議、⑫係長、⑬課長印を押印する帳簿である。

ところで、これについて管理上、以下のような問題点が発見された。

- ① 徴収簿が、新規発生分についてのみ作成されていること
- ② 徴収簿には合計金額並びに残高が記載されない形式となっていること
- ③ 分割で返還を受ける場合、別途に「分割収入整理簿」を作成し、収納日と収納金額を記入していること
- ④ これらの事項が徴収簿に反映(記帳)されていないこと

などの理由により

- ⑤ 徴収簿では、年度末まで(ア)返還金の発生額、(イ)歳入された返還金額および(ウ)未収返還金額が、把握できないことになっている。

返還金額の発生状況・返還状況を把握し、返還金額の回収を促進するためには、残高管理が必ず必要である。

これを改善するために、以下のような事務管理が必要と考える。

- ① 徴収簿では、累計額と残高の把握ができないが、総合財務会計システムの歳入予算執行状況照会で把握することは可能である。総合財務会計システムの歳入予算執行状況照会の照会データでは、個人別明細も出力できるが、これが利用されていない。

したがって、総合財務会計システムの照会データを活用し、残高管理を実施することが必要である。

- ② 分割で返還を受ける場合、個人別の返還予定データが総合財務会計システム、福祉総合情報システムのいずれでも管理できないため、システムによって返還状況を把握することができない。紙ベースの個人別の「返還・戻入金分割整理簿」の上で消し込みを行い、かつ、集計する以外に返還状況を把握することができない。

したがって、分割返還のデータを管理することのできるツールを開発し、分割返済の返済状況の把握と管理を実施することが必要である。

今回、外部監査を行った高津福祉事務所において、平成 18 年 4 月分の徴収簿には、担任、合議、係長、課長等の印がまったく押印されていないことが発見された。

また、分割で返還を受ける場合は「返還・戻入金分割整理簿」を作成し、返還を受けたときに担任、係長、課長の印を押印し、管理することとなっている。しかし、こちらも担当、係長、課長印が押印されていないものが、数件、散見された。

これに関しては、返還金を受け入れたときに多くの関係者が押印をすることとされている。このようなルールそのものが、実情に照らして必要かどうかを検討する一方、いったんルールとして定められた手続きは、これを遵守することが必要である。

指 摘（4-1）生活保護費返還金個人別徴収簿の有効・適切な記録について

生活保護費の支給後、保護費の返還が行われることになった場合「生活保護費返還金個人別徴収簿（以下「徴収簿」という）」を作成し、返還状況を管理している。

徴収簿に必要事項を記載しているが、年度末まで（ア）返還金の発生額、（イ）収納された返還金額および（ウ）未収返還金額の把握が不十分であることが発見された。

債権管理の観点から、未収債権の残高を常時、把握することが必要である。一括返還の場合は、総合財務会計システムを活用し、残高管理を徹底するとともに、分割返還の場合は、返還予定・返還金額・未収返還金額の管理ができるようにシステムを連携する必要がある。

また、現行の徴収簿の様式では、押印欄も多数設けられていて、必要以上の事務手数がかかっているのが現状である。

よって、未収債権の残高管理を徹底するとともに、分割返還の管理ができるようにシステムを連携させ、適切に残高管理ができるように改善されたい。

また、管理者の管理（監視）を徹底するとともに、事務上の手数を最小限に抑え、最大限の効果が期待できるような押印ルールを策定し、実施されたい。

2 生活保護に関連した不納欠損処理に対する適切な措置について

生活保護費の過払い等に関連した返還金・徴収金等の内容は、以下のようになっている。

① 過払いによる戻入金（返還金）

過払いによる戻入金の未収金は、出納閉鎖期日の翌日である6月1日付けで「調定」を行い、その手続きのあと当該者にすみやかに「納入通知書」（請求書）を送付する。

② 法第63条・法第77・78条関係の返還金・徴収金

法第63条・法第77・78条は、以下のようになっている。

法第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

法第77条（費用の徴収）

被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

法第78条（一）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

なお、法第63条と法第78条による徴収金は、次の表（4-1）のようになっている。

表（4-1）法第63条の返還金と法第77・78条による徴収金一覧表

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
法第63条関係	331,255	325,454	356,562
法第78条関係	103,456	130,829	116,641
合計	434,711	456,283	473,203

「川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」（昭和32年3月29日条例第3号）第3条（延滞金）により「納期限後の納付」に対しては「収入金の納期限後の

納付に係る延滞金の徴収及びその端数計算については、市税の例による」とし、同第4条において「市長は、納付義務者が納期限内に収入金を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合は、延滞金を免除することができる」と定められている。第3条による延滞金の徴収は本則（原則的措置）であって、第4条の免除することができるのは「できる規定」（例外的措置）である。

しかし、実際の措置としては、上記の表（4-1）に関連する返還金および徴収金に対して延滞金を課して納入させている事例はない。また「できる規定」は「やむを得ない事由がある場合」に限って適用できるものであるにもかかわらず、やむを得ない事由がある場合を調査し、確認することをしていない。したがって、延滞金を課していないことの証拠資料としての調書の作成・備置をしていない。

これら返還金・徴収金に関連した未納金のうち、平成17年度までの3年間において処理した不納欠損額並びにその内訳は、次の表（4-2）のようになっている。

表（4-2）不納欠損額の処理すう勢表

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
時効による欠損額	34,765	46,940	55,276
（件数）	（297）	（295）	（452）
死亡による欠損額	17,607	167	201
（件数）	（79）	（3）	（3）
合計	52,372	47,107	55,477
（件数計）	（376）	（298）	（455）

これら法第63条等の規定に関する返還金と徴収金は、当該事実が発覚（認識）した時点で「返還金の決定」を行うこととされている。

当該月の前の月の16日から当該月の15日までに決定した分について経理の担当部署が、当該月の月末を期日（納付期限）として「納入通知書」を発送する。そして同条例第1条（督促）により「市長は、納期限後20日以内に督促状を發して督促する。」ものと定められているので、納入されない場合には、翌月の20日までに、督促状を発送するものとされている。

この「督促状に指定すべき納期限は、督促状發送の日から10日以内とされている」（同条例1・2）ので、10日以内に納入されない場合に改めて催告する。催告は、口頭で行う場合と催告状を發送して行うことがある。口頭は、ケースワーカーを通して行うか、経理の担当者が指導（電話連絡その他の方法）をもって行うことにしている。その上で、5年間債務が履行されなかった時点で、消滅時効が成立し不納欠損処理することになる。

地方自治法第 240 条第 1 項は「債権は金銭の納付を目的とする権利」であるとし、同条第 2 項において、以下のように定めている。

地方自治法第 240 条第 2 項

普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

したがって、川崎市においても、市長はこの規定により「財産の保全・取立」に関して必要な措置を行わなければならないこととされている。

昭和 44 年 2 月 6 日付の行政実例は、法令の規定により普通地方公共団体が行う督促は、最初のものに限り時効中断を有するとしているが、理由は示されていない。

納入の通知および督促は、民法上の催告と同じものであるとしても、6 ヶ月以内に裁判上の請求、差押等の手続きをしなければ中断の効力を有しない催告に比し、裁判手続きを要せずに中断の効力を有する納入の通知および督促は催告より強い効力があるとされている。ただし、催告の範囲にその効力をとどめるべきであるという意見もある。

いずれにしても、5 年が経過し、消滅時効が成立して不納欠損処理することにしていく現在の措置について、市の債権であるこれらの返還金・徴収金については、時効の中断をはじめとして「強制執行その他の必要な措置をとらなければならない」ものとされている。

指 摘（4-2）生活保護に関連した不納欠損処理に対する適切な措置について

生活保護費の過払い等に関連した返還金・徴収金等の内容としては、過払いによる戻入金（返還金）と法第 63 条・法第 77・78 条関係の返還金・徴収金がある。

「納期限後の納付」に対しては「市税の例により延滞金を徴収する」としているが「やむを得ない事由がある場合には、延滞金を免除することができる」ものと定めている。実際の措置としては、延滞金を課して納入させている事例はない。

よって、延滞金を納入させないことを判断した妥当性を証明できるようにしておくためにも、やむを得ない事由がある場合を調査し、証拠資料としての調書を作成・備置しておきたい。

また、5 年が経過し消滅時効が成立した時点で、不納欠損処理している現在の措置について、市の債権であるこれらの返還金・徴収金については、時効の中断をはじめとして「強制執行その他の必要な措置をとらなければならない」ものとされているが、収入・資産のない生活保護世帯であることから、分割納付の働きかけ等を積極的に実施し、時効成立を理由とする不納欠損処分を防ぐように努められたい。

3 不実の申請等の行為に対する罰則規定の適用等について

生活保護費の過払い等に関連した返還金もしくは徴収金が 1,000 千円以上の該当者が数 10 件在り、中には 3,000 千円以上の人もいる。ある特定の福祉事務所（川崎市北部）において発生した事実であるが、なかには共同的とさえ思われる多人数の不正的行為もしくは常習的行為（5 年間で 2 回以上対象となった者）を行っている者もいる。

法第 78 条は「不実の申請その他不正な手段」によって保護費を支弁した場合の徴収を定めている。さらに、この「不実の申請その他不正な手段」による申請には、以下のように罰則規定が設けられている。

法第 85 条（罰則）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治 40 年法律第 45 号）に正条があるときは、刑法による。

法第 78 条の定めによる徴収金は、表（4-1）に示したように比較的多額に発生している。実際のところ、被保護者においては資力に余裕があることは少ないために返還なり、徴収（納入）に対応できない場合があるものと思われる。

しかし、法第 85 条は第 78 条の定める不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等においては「懲役又は罰金に処する」と定めている。しかしながら、これまで、川崎市においては、法第 78 条に該当する者を、告訴・告発した事例はないということである。

仮に法第 78 条の不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等には該当するが、法第 85 条の不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等には該当しないと判断して「未徴収者に関して告訴・告発をしなかった」ならば、その旨、その理由を明瞭に記録した調書を作成し、備置しておく必要がある。

また、少なくとも共同的とさえ思われる多人数の不正的行為もしくは常習的行為のような悪質なケースについては、告訴・告発するよう検討されたい。

指 摘（4-3）不実の申請等の行為に対する罰則規定の適用等について

法第 78 条の定めによる徴収金は、比較的多額に発生している。

法第 85 条は不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等においては「徴役または罰金に処する」と定めている。本条を適用するためには告訴・告発の手続きを必要とする。しかし、実際のところ法第 78 条に該当する者を告訴・告発したことはない。

よって、仮に法第 78 条の不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等には該当するが、法第 85 条の不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合等には該当しないと判断して「未徴収者に関して告訴・告発をしなかった」ならば、その旨、その理由を明瞭に記録した調書を作成し、備置しておかれない。

また、少なくとも共同的とさえ思われる多人数の不正的行為もしくは常習的行為のような悪質なケースについては、告訴・告発するよう検討されたい。

＜福祉事務所に関する指摘と意見＞

4 保護世帯（ケース）の格付と訪問数の計画実績管理について

川崎市生活保護施行事務運営実施方針によると、保護世帯（ケース）の格付けは、次の表（4-3）のようになっている。

表（4-3）保護世帯（ケース）の格付け一覧表

	訪問頻度	分類基準	細分化した分類
A	1 ヶ月に 1 回以上	常時、生活実態の 把握や指導を要する 者のいる世帯	① 稼働能力はあるが、働いていない者のいる世帯や能力活用に問題がある者のいる世帯 ② 生活又は受療態度等に問題がある者のいる世帯 ③ 処遇が困難な者のいる世帯 ④ 要援護世帯で生活実態の把握や指導を要する者のいる世帯
B	3 ヶ月に 1 回以上	定期的に生活実態 の把握や指導を要す 者のいる世帯	A、C、D ケース以外の世帯
C	6 ヶ月に 1 回以上	適宜、生活実態の 把握や指導を要する 者のいる世帯	要援護世帯で、次のいずれかに該当するもの。 ① 親族との頻繁な交流や社会資源の活用等により、日常生活が安定している世帯 ② 健康面の不安がなく日常生活が安定している世帯 ③ 稼働能力が十分活用され、処遇上の問題がない世帯
D	12 ヶ月に 1 回以上	その他	単身世帯（世帯全員も含む）で、長期入院（難病・結核・精神疾患等厚生労働大臣が別に定める患者）または、入所している世帯

(注) D ランクの説明にある「単身世帯(世帯全員)」の意味は、単身世帯ならその者が、夫婦世帯であるなら夫婦の両方が、長期入院等に該当するという意味である。

上記の分類基準に応じたケースごとに対して訪問頻度が設けられている。この訪問頻度に応じて、ケースワーカー毎に訪問計画が立てられ、かつ実績と比較するなどして、ケースワ

カーの業務の適切性等を管理している。

上記の分類基準ごとの計画と実績を比較した一覧表は、次の表（4-4）のとおりである。

表（4-4）ケースワーカーの世帯訪問活動状況一覧表

		A	B	C	D
平成 16 年 8 月 1 日現在	過去 1 年間の 訪問計画数	1,833	4,836	840	141
	過去 1 年間の 訪問実績数	1,262	3,590	690	115
	計画に対する 達成率	69%	74%	82%	82%
平成 17 年 5 月 1 日現在	過去 1 年間の 訪問計画数	2,461	4,477	1,092	183
	過去 1 年間の 訪問実績数	1,958	4,009	1,022	161
	計画に対する 達成率	80%	90%	94%	88%
平成 18 年 4 月 1 日現在	過去 1 年間の 訪問計画数	2,112	4,827	1,420	163
	過去 1 年間の 訪問実績数	1,709	4,641	1,427	109
	計画に対する 達成率	81%	96%	100%	67%

上記の表（4-4）では、平成 16 年 8 月 1 日まで、平成 17 年 5 月 1 日まで、並びに平成 18 年 4 月 1 日までの 1 年間のデータとなっている。まず、平成 17 年 5 月 1 日現在のものは、平成 16 年 5 月から 7 月までの 3 ヶ月間が、そして、平成 18 年 4 月 1 日現在のものは、平成 17 年 4 月分がデータの集計上、重複して登録されていることになる。

このデータは、川崎市健康福祉局監査指導課の内部監査のために作成したもので、集計の締め切り日がずれているのも、その年度の監査のタイミングに合わせて準備したためである。

要するに、現業部門によって必要であるがゆえに作成したものではなく「管理資料ではない」ということである。したがって、現業部署において自主的にデータを管理（業務改善のための利用等）してはいいことになる。

D ランクについては、1 年間の間に 1 度も訪問していない世帯については、翌年度において優先して、訪問しなければならないことになるが、個別的な訪問記録（一覧表として作成した個別訪問記録表）を作成していない限り、2 年以上訪問していない世帯が出てくることもありえる。D ランクにおいては、訪問達成率が 67%であるとすれば、3 年間で 2 回程度訪問しているということになる。それはあくまで計算上の数値であって、未訪問を防止した上での訪問とはなっていない。

いずれにしても、定まった月日において、表（4-4）のような訪問達成状況を作成して、ケースワーカーの業務管理(指導)に利用していくべきものとする。

一般に A ランク世帯の計画に対する実績が悪いのは、稼働能力があるにもかかわらず働いていないなど、問題のある世帯が A ランクの世帯に多いという要因がある。問題があるゆえに 1 ヶ月に 1 回以上訪問することになっている。

ケースワーカーは、訪問の便宜から基本的に地区別に担当を決められており、A ランク世帯の多い地区を割り当てられれば、要訪問回数を達成できないことになる。各ケースワーカーの受け持ち数は 80 世帯以上であるが、非協力的な A ランク世帯を多く受け持つケースワーカーは、標準訪問数をこなせないのが実態である。

D ランク世帯訪問実績が悪化したのは、ひとりのケースワーカーの受け持ち世帯に偏りがあるためである。しかし、上述した D ランク関係に関しては、個別の訪問実績一覧表を作成して、当該年度に訪問しなかった世帯については、翌年度は優先して訪問するなどして、2 年以上の間、訪問していない世帯が発生しないように管理すべきものとする。

訪問実績が訪問計画と乖離する状況が続くのであれば、各ケースワーカーの受け持ちケースのデータを取り、訪問計画が達成できるように、ケースの割り振りに配慮するなどの対応が必要である。

意見（４－１）保護世帯（ケース）の格付と訪問数の計画実績管理について

川崎市生活保護施行事務運営実施方針によると、保護世帯（ケース）の格付けは、次のようになっている。

- ① 保護世帯 A ランク 1 ヶ月に 1 回以上訪問
- ② 保護世帯 B ランク 3 ヶ月に 1 回以上訪問
- ③ 保護世帯 C ランク 6 ヶ月に 1 回以上訪問
- ④ 保護世帯 D ランク 12 ヶ月に 1 回以上訪問

上記の分類基準ごとの計画と実績を比較した一覧表は、次の(表)のとおりである。

(表) ケースワーカーの世帯訪問活動状況一覧表

		A	B	C	D
平成 16 年 8 月 1 日現在	過去 1 年間の 訪問計画数	1,833	4,836	840	141
	過去 1 年間の 訪問実績数	1,262	3,590	690	115
	計画に対する 達成率	69%	74%	82%	82%
平成 17 年 5 月 1 日現在	過去 1 年間の 訪問計画数	2,461	4,477	1,092	183
	過去 1 年間の 訪問実績数	1,958	4,009	1,022	161
	計画に対する 達成率	80%	90%	94%	88%
平成 18 年 4 月 1 日現在	過去 1 年間の 訪問計画数	2,112	4,827	1,420	163
	過去 1 年間の 訪問実績数	1,709	4,641	1,427	109
	計画に対する 達成率	81%	96%	100%	67%

A ランク世帯の計画に対する実績が悪いのは、稼働能力があるにもかかわらず働いていないなど、問題のある世帯が A ランクの世帯に多いという要因がある。

ケースワーカーは、訪問の便宜から基本的に地区別に担当を決められており、A ランク世帯の多い地区を割り当てられれば、要訪問回数を達成できないことになる。

D ランク世帯訪問実績が悪化したのは、やはりひとりのケースワーカーの受け持ち

世帯に偏りがあるためである。

よって、とくに D ランク関係に関しては、個別の訪問実績一覧表を作成して、2 年以上の間、訪問していない世帯が発生しないように管理されたい。

また、訪問実績が訪問計画と乖離する状況が続くのであれば、訪問計画が達成できるように、各ケースワーカーの受け持ちケースのデータを取り、ケースの割り振りを変更するなど対応されたい。

5 行政手続上の定めのない前貸金の慣例の見直しについて

生活保護法第 24 条(申請による保護の開始及び変更)は、以下のように定めている。

第 24 条第 1 項 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

第 2 項 (略)

第 3 項 第 1 項の通知は、申請のあつた日から 14 日以内にしなければならない。

(但し書、略)

この規定にしたがって措置すると、要保護者は、保護申請がなされてから 14 日以内に通知決定を受け取ることができるが、逆に最大 14 日間は待たされる可能性がある。申請者の中には、生活費の持ち合わせが全くない困窮者もおり、現場のケースワーカーが対応に苦慮している場合がある。

今回、外部監査を行った高津福祉事務所においては、このような場合に対処するため、課長クラスの管理者が個人的な資金(3 万円程度)を拠出して、プールしていた。そして、保護費を受領するまでの間の生活費として、1 件 3,000 円程度の前貸金を申請者に現金で貸し付けていた。

その後、申請者が生活保護費を受給する際に、窓口で現金にて返済を受けている。この慣例は、法令上の根拠はなく、正式の会計制度(支援制度)ではないため、帳簿も現金も全く別に会計処理(債権管理)されている。

高津福祉事務所においては、綿々と引き継がれてきた慣例であり、このため本件ケースに対応する書類(決裁書類および借用書の雛形)が作成されている。これらの書類は、公文書であるかのような体裁をとっている。たとえば、決裁書類には地区担当から課長までの決裁印を押す欄があり、借用書(申請者の署名・押印あり)の宛先は、高津福祉事務所長になっている。このようなことから、申請者は、公金を借り入れたものと思っていると推察される。

上記の慣例は、要保護者のニーズに対する現場における対応策として編み出されてきたものであり、行政上必要なことと認められるところであるが、法令並びに川崎市の条例・規則上の根拠がない事務手続である。しかも、外見上は、公金と同等の扱いをしている。そのために本件行為は、定められた事務手続を越権したものとみなされる。業務上不可欠な事務手続であるならば、正式に予算化したうえで、個人的な資金は使わず公金を貸し付ける制度を導入すべきである。

このような処理は、今回外部監査を行った高津福祉事務所だけのことであると説明を受けた。他の福祉事務所では法外援助費で処理しているので、同様の手続を取るべきであると考えられる。

意見（4-2）行政手続上の定めのない前貸金の慣例の見直しについて

生活保護法第 24 条により、要保護者は、保護申請を行ってから 14 日以内に通知決定を受け取ることができるが、逆に最大 14 日間は待たされる可能性がある。申請者の中には、生活費の持ち合わせが全くない困窮者もあり、現場のケースワーカーが対応に苦慮している場合がある。

高津福祉事務所では、このような場合に対処するため、課長クラスの管理者が個人的な資金（3 万円程度）を拠出して、プールしておき、生活保護費を受領するまでの間の生活費として、1 件 3,000 円程度の前貸金を申請者に現金で貸し付けているケースがあった。その後、申請者が生活保護費を受給する際に、窓口で現金にて返済を受けている。

このような処理は、今回外部監査を行った高津福祉事務所だけのことであると説明を受けた。他の福祉事務所では法外援護費で処理しているので、同様の手続きを取るべきであると考ええる。

よって、今後は他の福祉事務所と同様に法外援護費で処理されたい。

6 返還金および戻入金の決定・収納状況に関する関連帳簿の整合性について

健康福祉局総務部監査指導課の監査報告書における「福祉事務所生活保護経理状況表」および「返還金及び戻入金の決定・収納状況」に基づく平成15年度から平成17年度の高津福祉事務所における返還金および戻入金・収納額の状況は、次の表(4-5)のとおりである。

表(4-5) 返還金および戻入金の決定・収納状況一覧表

(単位:千円)

		返 還 金						戻 入 金	
		法 78 条		法 63 条		合 計		件数	金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		
平成 15 年 度	決 定	4	1,822	265	51,913	269	53,735	661	25,629
	納入(分割)	3	163	24	38,771	27	38,934	39	19,978
	納入(完納)	1		194		195		517	
	納入率		9.00%		74.70%		72.50%		78.00%
	繰 越		1,659		13,142		14,801		5,651
平成 16 年 度	決 定	22	24,973	219	34,213	241	59,186	714	27,230
	納入(分割)	12	1,636	25	29,555	37	31,192		20,381
	納入(完納)	2		159		161		532	
	納入率		6.60%		86.40%		52.70%		74.80%
	繰 越		23,336		4,658		27,994		6,850
平成 17 年 度	決 定	50	17,965	166	35,156	216	53,121	521	22,747
	納入(分割)	29	1,416	31	25,123	60	26,539	40	16,254
	納入(完納)	10		111		121		366	
	納入率		7.90%		71.50%		50.00%		71.50%
	繰 越		16,549		10,033		26,582		6,493

一方、総合財務会計システムに基づく返還金および戻入金の年度別残高(高津福祉事務所)は、次の表(4-6)のとおりである。

表（4-6）高津福祉事務所における返還金および戻入金の年度別残高一覧表

(単位：千円)

	返 還 金			戻 入 金
	過年度分	現年度分	合 計	
平成 15 年度	87,491	19,603	107,094	5,651
平成 16 年度	90,357	32,347	122,704	6,850
平成 17 年度	113,664	31,772	145,435	5,847

上記の表（4-5）および表（4-6）における元データは同一のものではなく、本来、金額は一致すべきである。しかし、両者には大きな齟齬がある。一致していない内容について説明を求めたところ、福祉事務所においては、明確な説明を受けることができなかった。その後、健康福祉局地域福祉部保護指導課の説明により、前年度戻入金で調定がなされ返還金に振り替えられたもののうち未回収のもの残高が、総合財務会計システムのデータ上は返還金の残高に含まれているが、監査指導課の監査報告書のデータには、その残高が含まれていないとの説明を受けた。その内容による差異を調整したものが、次の表（4-7）である。

表（4-7）高津福祉事務所における返還金・戻入金の比較対照・調整表

(単位：千円)

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
返還金	監査報告書のデータ	14,801	27,994	26,582
	総合財務会計 システムデータ	19,603	32,347	31,772
	差 異	△4,802	△4,353	△5,190
	調整額：前年度戻入金残高	4,802	4,181	5,190
	調整後差異	0	△172	0
	戻入金	監査報告データ	5,651	6,850
	総合財務財務 システムデータ	5,651	6,850	5,847
	差 異	0	0	646

上記調整の結果、監査報告書のデータと総合財務会計システムによるデータの調整はできたが、まだ不明なものがある。この不明額の原因は、監査指導課の監査報告書のデータが返還金および戻入金の決定額に基づくデータであるのに対し、総合財務会計システムのデータは調定額に基づくデータであるため、期ずれが生じていることによるものであるとの説明を受けた。つまり、返還金の決定がなされた年度と調定がな

された年度が異なることから生じたものによるものであるとのことである。

確かに、表（4-7）に示すように、監査報告書のデータと総合財務会計システムのデータの差異は、調整可能なものであるが、監査報告書におけるデータと総合財務会計システムのデータとが異なることに問題がある。このような状況になっている理由は、返還金および戻入金の収入状況に関する管理が現年度に対するものを中心としており、過年度分については不十分であることにあると考える。その背景には「時効による不納欠損が常態化している」ことが上げられる。

たとえば、高津福祉事務所において平成 17 年度に不納欠損となったものは、45 件あり、そのうち 30 件は平成 12 年度に調定されたものである。平成 17 年度初めに残っていた平成 12 年度分の返還金の件数は 97 件であるので、約 30%が 5 年で、消滅時効により消滅していることになる。この傾向は、平成 16 年度においても同様であり、平成 16 年度における不納欠損の件数は、35 件であり、そのうち 26 件は平成 11 年度に調定されたもので、平成 16 年度初めにおける平成 11 年度分の返還金の件数は 84 件であった。

なお、不納欠損額の推移を参考までに示すと、次の表（4-8）とおおりである。

表（4-8）不納欠損額の推移表

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
市 全 体	52,372	47,107	55,477
高 津 区	1,623	8,733	3,020
高津区の全体に 占める割合	3.1%	18.5%	5.4%

意見（4-3）返還金および戻入金の決定・収納状況に関する関連帳簿の整合性について

福祉事務所生活保護経理状況表における「返還金及び戻入金の決定・収納状況」（監査指導課の監査報告書）と総合財務会計システムに基づく「返還金及び戻入金の年度別残高」には、（表）に示したように大きな齟齬がある。確かに、差異の調整はある程度可能であるが、本来、両者の金額は一致すべきであり、差異が発生しているということは、情報（関連帳簿）の信頼性を大きく損なうものである。とくに、現場である福祉事務所がその差異の原因について明確に把握していなかったことには問題がある。

（表）返還金・戻入金の比較対照・調整表

（単位：千円）

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
返還金	監査報告書のデータ	14,801	27,994	26,582
	財務会計システムデータ	19,603	32,347	31,772
	差異	△4,802	△4,353	△5,190
	調整額：前年度戻入金残高	4,802	4,181	5,190
	調整後差異	0	△172	0
戻入金	監査報告データ	5,651	6,850	6,493
	財務会計システムデータ	5,651	6,850	5,847
	差異	0	0	646

よって、監査報告書における「返還金及び戻入金の決定・収納状況」において、総合財務会計システムのデータとの差異が明らかになるようにし、このような差異が発生しないようにするとともに、早期発見のために定期的に照合をするなどの予防的事務を実施されたい。

7 高津福祉事務所における帳票管理の徹底について

(1) 保護開始時調査書類の適切な管理について

生活保護の申請が行われた場合、受給資格の当否および支給金額を決定するために、世帯の所得や金融資産保有状況を調査する。実務上は、保護開始時調査チェックポイント表に基づき、預貯金残高および保険契約残高につき関係金融機関に文書をもって報告を求め、その回答書を被保護者ごとの書類に綴りこむ形で整理している。

ある被保護者のケースでは、簡易保険の契約残高を管轄保険事務センターに照会したところ、名字の異なる長女分につき「親権者の証明が添付されていないため回答できない」との連絡を受けた。この分は、後日、再調査の扱いとして保管されていたが、その後、裁判所の親権命令が下りたあとも、再調査はされていなかった。後日、再調査扱いとされた書類については、適切にフォローアップすべきである。

そのためにも、このような再調査を要する案件については、一覧表を作成して管理すべきである。また、一覧表を作成しておけば、消し込みも楽であり、処理済と未処理の案件を容易に識別することができるし、異動があった場合の引継書として利用できるのも、合理的な手続きと考える。

また、同じ被保護者のチェックポイント表では、申請日が平成 17 年 5 月 20 日であったのに対し、決裁日が平成 17 年 4 月 6 日と鉛筆書きで記載されていた。監査の過程で提出された差し替え書類は、当該鉛筆書きを鉛筆による二本線で消し、手書きで平成 17 年 6 月 1 日と記入されたものであった。決裁日の日付等の記録は、行政が法令に従って適切に執行されたかを管理するうえで重要な情報であり、遺漏なき処理が求められるものであるため、ペン書き（非鉛筆）とすべきである。

(2) 法外援護費の適切な記帳と現金管理について

要保護者が相談のため福祉事務所に来所した際、帰りの交通費（電車、バス代）の持ち合わせすらない場合がある。このような場合に対処するため、川崎市社会福祉協議会より、年間 1 万 5 千円程度の法外援護費が高津福祉事務所に分配されている。高津福祉事務所では、1 回当たり 200 円を目安として、当該要保護者に渡している。氏名は記録しておくものの、基本的に返済されることを想定していない費目である。

今回の監査の過程において、現況を調査したところ、平成 18 年 4 月以降の記帳が全くされておらず、現金残高も 3 万円程度とのことであったが、現在あるべき金額が不明な状態であった。また、少額ではあるが、証票、帳簿、現金が全て一人の担当者により管理されており、出納簿に係長、課長の押印が揃っていても、実効的なチェックがなされているものとは言い難い。公金管理という意識をもって、記帳および現金管理をする

べきと考える。その場合、現金出納帳を付けることはもとより、上司による定期的な検証を実施すべきである。

意見（4-4）保護開始時調査書類の適切な管理について

高津福祉事務所において、保護開始時調査チェックポイント表において、簡易保険の契約残高につき要再調査として保管されていたものについて、再調査が実施されていなかった被保護者のケースがあった。

よって、再調査を要する案件については、再調査漏れを防ぐためにも、一覧表を作成して管理されたい。

また、同じ被保護者のチェックポイント表では、申請日より決裁日の方が前の日付で、鉛筆書きにて記載されていたものがあった。決裁日の日付等は重要な情報であるので、日付の整合性を保持させるとともに、ペン書き（非鉛筆）で記録されたい。

意見（4-5）法外援護費の適切な記帳と現金管理について

要保護者が福祉事務所に来所した際、帰りの交通費（電車、バス代）の持ち合わせ不足の場合に対処するため、川崎市社会福祉協議会より、年間1万5千円程度の法外援護費が高津福祉事務所に分配されている。高津福祉事務所では、1回当たり200円を目安として、当該要保護者に渡しているが、基本的に返済されることを想定していない。

現況を調査したところ、平成18年4月以降の記帳が全くされておらず、現金残高も3万円程度とのことであったが、現在あるべき金額が不明な状態であった。また、証票、帳簿、現金が全て一人の担当者により管理されており、出納簿に上長の押印が揃っていても、実効的なチェックがなされているとは言い難い。

よって、公金管理という意識をもって、記帳および現金管理を実行されたい。その場合、現金出納帳を付けることはもとより、上司による定期的な検証を実施されたい。

8 被保護者に対する就労支援の徹底について

「第 2 監査対象団体の事業概要」で述べたように、生活保護は、生活に困っている世帯の最低限度の生活を、法律に基づいて保障することにより、1日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度である。

ところが、実態として、自立のための就労支援は十分であったとはいえない。また、被保護者のうち、就労阻害要因が特段認められない者または治療しながら就労が可能と判断された者に対して行っている就労指導は積極的でなかったものと思慮される。この点は、監査指導課による「平成 17 年度生活保護法施行事務監査」においても指摘されている。

今回外部監査を行った高津福祉事務所において、以下の諸点が見られた。

① 自立支援事業に対する事業評価の実施について

川崎市として、ハローワーク OB を活用した自立支援事業は平成 17 年度より開始され、高津福祉事務所には平成 18 年 4 月より初めて非常勤の自立生活支援相談員が配置されたばかりである。しかし、市側から、自立生活支援相談員に対し、具体的目標（就労件数、保護費減額金額等）が示されていない。

このため、現状の自立支援事業は、ケースワーカーから要請があった場合に自立生活支援相談員が助力するという、受身の活動になっている。現状では、支援の結果が所期の目的を達成しえたかを評価し、未達成の場合には、その原因を究明したうえで事後の事業改善につなげるという「事業評価のサイクル」の確立が困難である。

平成 18 年度 4 月～7 月の、高津福祉事務所における就労支援事業の効果は、次の表（4-9）のとおりである。

表（4-9）平成 18 年度高津福祉事務所における就労支援事業効果一覧表

	市内福祉事務所合計	高津福祉事務所
支援延べ件数	976 件	56 件
就労件数（保護廃止）	23 件	1 件
就労件数（保護継続）	302 件	10 件
保護費減額金額（保護廃止）	16,356 千円	0 千円（0.0%）
保護費減額金額（保護継続）	11,176 千円	76 千円（10.7%）

（注） %は市内合計に対する高津福祉事務所の割合である。

先行して事業を開始した多摩福祉事務所では、比較的大きな効果を挙げていることから、今後の積極的な支援により、保護費の減額といった眼に見える効果が伸びていくことが期待される場所であるが、高津福祉事務所は明らかに低い達成（数値）となって

いる。

② 川崎市における「その他世帯」の増加傾向について

被保護者は、高齢者世帯、母子世帯、障害世帯、傷病世帯、その他世帯に分類されている。正確な実数は把握されていないが、その他世帯の多くは就労阻害要因が特段認められない者と考えられる。

高津福祉事務所被保護者統計における被保護者統計は、次の表（4-10）のとおりである。

表（4-10）高津福祉事務所被保護者統計表

	管内世帯数	その他世帯数	管内構成比率	川崎市構成比率	全国構成比率
平成 13 年度	1,289	174	13.5%	11.3%	7.7%
平成 14 年度	1,423	214	15.0%	13.5%	8.3%
平成 15 年度	1,578	286	18.1%	15.3%	9.0%
平成 16 年度	1,706	327	19.2%	15.5%	9.4%
平成 17 年度	1,796	364	20.3%	16.3%	—

川崎市のその他世帯構成比率は、年々、増加している。しかも、全国平均よりかなり高いペースで増加している。この高い川崎市の平均値よりも、さらに高津福祉事務所の比率は高くなっている。このような数値から判断して、それだけ将来的には自立支援による就労効果が見込める地域と考える。

③ 自立生活支援相談員相互間における情報交換について

現状では、自立生活支援相談員相互において定期的に情報交換できる機会が設けられていないため、就労成功事例を市全体のノウハウとして普及させられる仕組みができていないことになる。

自立生活支援相談員が得た知識や情報は重要なもの（知的財産）で、他の事務所においても活用できるものが、多々、存在するものと思慮される。

以上のことから、今後においては、具体的目標を定め、支援手法も十分検討したうえで、積極的に就労指導による自立支援を徹底していく必要がある。また、支援の結果が所期の目的（効果）を達成したかを評価し、未達成の場合、その原因を究明したうえで事後の事業改善につなげるという「事業評価のサイクル」を確立していくことが大切である。

意見（4-6）被保護者に対する就労支援の徹底について

川崎市における自立のための就労支援は十分ではなく、被保護者のうち、就労阻害要因が特段認められない者または治療しながら就労が可能と判断された者に対して行っている就労指導は消極的であると判断される。

また、支援の結果が所期の目的（効果）を達成したかを評価し、未達成の場合、その原因を究明したうえで事後の事業改善につなげるという「事業評価のサイクル」が確立されていない。なお、被保護者のうちのその他世帯に属する世帯は、年々、増加している。しかも、現状では、自立生活支援相談員相互において定期的に情報交換できる機会が設けられていないため、就労成功事例を市全体のノウハウとして普及させられる仕組みができていない。

本件事案は、高津福祉事務所に限定されるものではなく、川崎市全体にかかわるものとする。

よって、川崎市の全福祉事務所を対象として、以下の事項を計画化し、着実に実行されたい。

- ① 市側から自立生活支援相談員に対し、具体的に目標を示すこと
- ② 支援の結果が所期の目的（効果）を達成したかを測定し、原因を究明したうえで事後の事業改善につなげる「事業評価のサイクル」を確立すること
- ③ 年々、増加している高津福祉事務所のその他世帯に対してより積極的に支援すること
- ④ 自立生活支援相談員相互において定期的に情報交換できる機会を設け、他の事務所においても活用できるようにすること